

(公財) 山梨県農業振興公社改革プラン (経営健全化方針)

－ (公財) 山梨県農業振興公社の現状と今後の方針－

令和6年3月改定

山 梨 県

目 次

I 会社の概要等	1
1 沿革	1
2 基本財産等の状況	1
3 職員の状況	1
4 主な事業	2
5 財務の状況	6
II 経営の健全化に向けたこれまでの取り組みと課題	9
1 経営の健全化に向けたこれまでの取り組み	9
2 今後の課題	10
III 今後の方針	12
1 計画期間	12
2 今後の方針	12
3 経営目標の評価	14
4 県の指導・監督	14
(参考) 関係法令等	17

I 会社の概要等

1 沿革

昭和47年4月5日	県の全額出資により「財団法人山梨県農地開発公社」設立
昭和47年6月1日	農地保有合理化法人の指定を受ける
平成6年4月1日	農業経営基盤強化促進法の施行に伴い「財団法人山梨県農業振興公社」に名称変更
平成13年4月1日	「社団法人山梨県農業後継者等育成基金協会」と統合
平成19年7月1日	就農相談窓口のワンストップ化を図るため、農業振興公社に「山梨県就農支援センター」を開設
平成25年7月1日	公益財団法人に移行
平成26年3月19日	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき「山梨県農地中間管理機構」に指定
令和5年5月18日	農業の6次産業化等をさらに推進するために「やまなし農山村発イノベーションサポートセンター」を設置

2 基本財産等の状況

(1) 基本財産	3,000千円（全額県出資）
(2) 農地保有合理化促進事業強化基金	148,500千円（全額県出資）
運用収益	1,625千円（R4）
(3) 農業後継者育成基金	507,111千円
出資額	〔 県 300,000千円 〕
	〔 市町村 100,000千円 〕
	〔 農業団体 100,510千円 〕
	〔 その他 6,601千円 〕
運用収益	6,733千円（R4）

※(1)～(3)の基本財産等の県の出資額合計は451,500千円で、出資割合は68.6%。

3 職員の状況

平成26年度からの農地中間管理事業の開始に伴い、県派遣職員を1名増員し、事

務局長と基盤整備課長の2名の体制とした。

平成29年度には、常勤役員（理事長）に県職員OBを配置するとともに、農地中間管理事業の業務量の増加に伴い、プロパー職員1名及び嘱託職員1名を増員した。また、県奨励品種等種苗供給対策事業の導入により嘱託職員1名を採用した。

その後、シニア世代就農促進事業、やまなしあぐりゼミナール事業、やまなし農山村発イノベーションサポートセンター設置などの新たな事業の実施に伴い必要な人員を確保し、現在は、常勤役員2名、県派遣職員2名、プロパー職員3名、有期雇用契約職員14名（就農支援センター3名含む）、合計21名の体制となっている。（表1）

（表1）職員数の推移 （単位：人）

年 度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
常勤役員	2	2	2	2	2	2	2
県派遣職員	2	2	2	2	2	2	2
プロパー職員	3	3	3	3	3	2	3
有期雇用契約職員 （嘱託職員等を含む）	8	9	9	10	11	11	14
計	15	16	16	17	18	17	21

4 主な事業

(1) 公益目的事業

① 農地中間管理事業

ア 事業内容

- ・ 農地中間管理事業は、農業経営の規模拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業の生産性の向上に資することを目的としている。
- ・ 農地中間管理事業の推進に関する法律第4条において、都道府県知事は都道府県に一つに限って農地中間管理機構を指定することができることされており、県は、（公財）山梨県農業振興公社を指定している。
- ・ 農地中間管理機構は、経営規模を縮小する農家等から農地を借り受け、新規就農者や経営を拡大する農家などの担い手に転貸を行う。また、担い

手が、まとまりのある形で農地を利用できるよう、農地の区画整理や荒廃農地の再生作業等の条件整備を行う。

- ・ 農地中間管理事業の一部の業務のうち、農地の貸し手の掘り起こしや借受け希望者とのマッチング等については、市町村、JA等に委託を行っている。

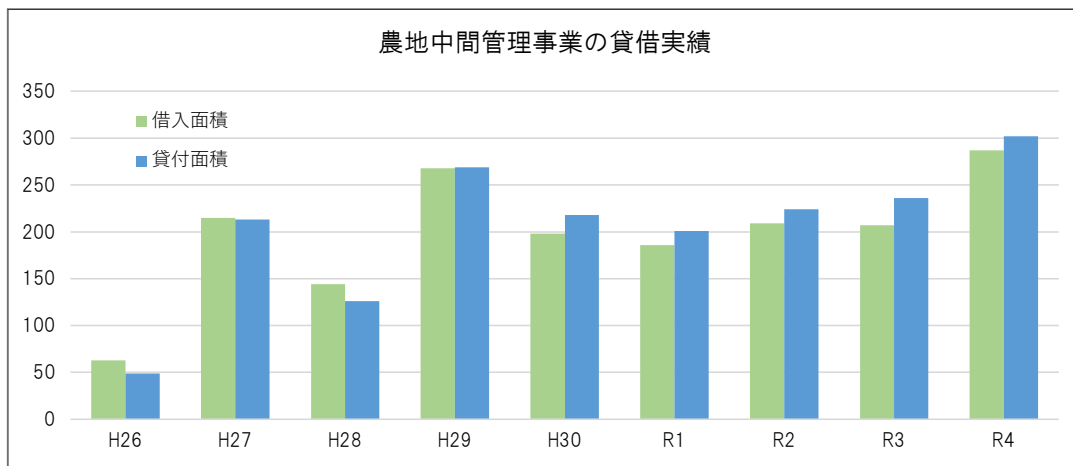
イ 実績

- ・ 貸借面積は増加傾向にあり、令和4年度の借入面積・貸付面積は、これまでの9年間で最も多く、貸付面積は初めて300haを超えた。(表2)

(表2) 農地中間管理事業の貸借実績 (単位：ha)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
借入面積	63	215	144	268	198	186	209	207	287
貸付面積	49	213	126	269	218	201	224	236	302

※借入面積と貸付面積が一致しないのは、年度をまたいで借入と貸付が行われたため



② 担い手育成対策事業

< 就農相談活動（就農支援センター） >

ア 事業内容

- ・ 次世代の本県農業を担う新規就農者を幅広く確保するため、本県における就農相談のワンストップ窓口として平成19年に「就農支援センター」を開設し、就農支援マネージャーによる相談対応を行っている。
- ・ 令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、都道府県は同法第11条の11により、「農業経営・就農支援センター」を設置することとされており、本県では、農業経営・就農支援センターの就農関係のサポートに

関する窓口は、(公財)山梨県農業振興公社(就農支援センター)に設置されている。

- ・ 就農支援センターでは、就農に必要な農業技術研修の情報や、農地・機械の確保、資金の調達などについて、就農希望者からの相談対応を行っている。また、県内外から広く新規就農者を確保するため、県内での就農相談会の開催のほか、全国規模の合同相談会への参加やオンラインでの相談対応も行っている。

イ 実績(令和4年度)

- | | | | |
|----------|------|--------------|------|
| ・ 就農相談件数 | 309件 | うち就農相談会(13回) | 169件 |
| | | 対面相談 | 87件 |
| | | オンライン相談 | 38件 |

<やまなしあぐりゼミナール就農支援事業>

- ・ 技術と経営感覚を備えた担い手を着実に育成するため、県内で自営就農を目指す者に対し、先進農家のもとでの実践的な技術研修と、関係機関等での経営管理の座学研修や先進地視察等を組み合わせた1~2年間の長期研修を実施している。R4年度は26名が受講した。

<シニア世代就農促進事業>

- ・ 農業に関心や意欲のある中高年齢者(概ね50歳以上)を就農につなげるため、ベテラン農家のほ場において、週末に技術研修を実施している。R4年度は5コース実施し53名が受講した。

<その他の主な事業>

ア 児童・生徒への農業啓発に関する事業、担い手組織の支援に関する事業

- ・ 農作物の栽培体験に取り組む小中学校の活動や、就農者を指導する指導農業士や就農者の相談に応じる青年農業者等が組織する団体の活動に対して助成を行っている。令和4年度は小中学校18校、農業者団体2団体へ助成した。

イ 就農支援資金貸付事業

- ・ 平成7年より、県から資金貸し付けを受け、公社から認定新規就農者へ資金の貸付を実施していた。平成26年4月より、(株)日本政策金融公庫を貸

付主体とした新制度に移行している。

- ・ 現在は、制度改正前に公社が貸し付けた延滞債務者2名について、訪問等による回収業務を行っている。

③ 県奨励品種等種苗供給対策事業

ア 事業内容

県の農産物奨励品種等に位置づけられているもののうち、種苗業者で生産が不足しているブドウについて、苗木の生産と産地等への供給を行っている。

<醸造用甲州種>

- ・ 平成29年度から、県産ワインの更なる品質向上を図るため、「山梨ワイン産地確立推進計画」推進連絡会議が選抜した甲州推奨4系統の苗木の生産・供給の取り組みを実施し、ワイナリー、JA、個人農家へ苗木を供給している。

<甲斐ベリー7（サンシャインレッド）>

- ・ 令和3年度から、「シャインマスカット」の血を引く、赤系ブドウの県オリジナル品種「甲斐ベリー7（サンシャインレッド）」の増殖及び産地化に向けた苗木の生産を実施しており、令和4年度に初めて苗木を供給した。

イ 実績（令和4年度）

- ・ 醸造用甲州種の苗木の販売数 1,176本
- ・ 甲斐ベリー7の苗木の販売数 1,005本

④ 農業の6次産業化に関する事業

- ・ 様々な地域資源を活用することで農業の6次産業化をさらに推進し、県産農産物の高付加価値化・産地のブランド化を図るため、令和5年度より「やまなし農山村発イノベーションサポートセンター」業務を受託し、同センターを公社に設置した。
- ・ 6次産業化に取り組む意欲ある農業者等に対して、適切な助言や専門家の派遣など、農産物の生産、商品開発から製造、販売に至るまでの一貫した支援を行っている。

(2) 収益事業

① 土地改良事業等の業務受託に関する事業

- ・ 県農務事務所が発注する鳥獣害防止柵設置工事等の積算業務を受託している。令和4年度は合計8件、18,742千円。

② 農業・農村の活性化に関する調査等の受託事業

＜中央新幹線の構造物による農作物への影響調査の業務受託に関する事業＞

- ・ 平成29年度から、公社、JR東海、県で三者協定を締結し、「リニア中央新幹線の構造物による農作物への影響調査」について業務を受託している。
- ・ 日照障害による農業収入の減収を補償する際のデータを提供するため、補償額算出に用いる減収率の算定に必要な収量調査を行っている。

＜山梨県植物防疫協会の事務局業務の受託に関する事業＞

- ・ 令和元年度から、新規農薬の効果や普及性の確認、農薬安全使用活動、病虫害防除基準の作成及び配布などを行う山梨県植物防疫協会の事務局業務を受託している。

(表3) 山梨県農業振興公社が実施している主な事業

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
公益	農地中間管理事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	就農相談業務	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	シニア世代就農促進事業					■	■	■	■	■	■
	やまなしあぐりゼミナール研修事業							■	■	■	■
	種苗増殖・供給事業（甲州種）				■	■	■	■	■	■	■
	種苗増殖・供給事業（甲斐ベリー7）								■	■	■
	農業の6次産業化に関する事業										■
収益	土地改良事業等の受託に関する事業	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	リニア中央新幹線構造物影響調査					■	■	■	■	■	■
	植物防疫協会事務局業務						■	■	■	■	■

5 財務の状況（経営状況、財政的リスクの現状）

(1) 収支の状況

- ・ 公社の運営は、国及び県からの補助金収入、基本財産等の運用益、農地の売買手数料で行ってきた。しかし、金利の低下により運用益が落ち込むとともに、農地売買が中心の農地保有合理化促進事業から農地貸借が中心の農地中間管理事業への移行に伴い、売買手数料は年々減少している。

- また、長期保有農地の売却差損に係る借入金の県への返済を進めるなか、平成27年度～令和2年度については、会計検査院から不相当と指摘された緊急雇用創出事業の委託料を県へ返還した。
- このため、公社では、人件費の削減など経営の合理化や、新規収益事業の導入による収益の確保などに取り組み、収支の改善と経営の健全化に努めてきている。
- 平成30年度末以降の正味財産の状況及び収支の状況は、表4、表5のとおりである。収支は、積極的な収益事業の実施もあり、令和元年度以降黒字に転換している。

(表4) 正味財産の状況

年度	正味財産期末残高
H30	35,892
R1	48,974
R2	60,507
R3	70,927
R4	80,086

(表5) 収支の状況

(単位：千円)

年度	収入	支出	当期収支差額
H30	497,172	502,046	-4,874
R1	502,793	499,926	2,867
R2	531,802	530,732	1,070
R3	538,613	533,679	4,934
R4	541,577	537,612	3,965

(2) 長期借入金等の状況

ア 農地保有合理化促進事業借入金

- 平成2年度から平成12年度に取得した農地については、農地価格の下落や担い手である農業者の減少や経営悪化などにより計画的な売却が進まず、買入農地の保有期間が長期化し、借入利息の負担や取得価格と売り渡し価格との差が発生していた。
- 平成18年度より、売却差損を補填する国の緊急事業が創設されたことに伴い、長期保有農地の早期売却に取り組み、平成22年度までにすべての保有農地を売却処分した。処分後の売却差損額は278,743千円となり、公社負担46,935千円と国の助成金71,015千円により縮減した最終的な差損額は160,793千円となった。
- こうして発生した売却差損に対する金利負担を抑制するため、県から短期無利子資金を借り入れており、毎年公社の収益を充てることで借入額を縮減している。令和5年度の借入額は127,793千円となっている。

(表6) 長期保有農地の売却完了時点 (H23. 3. 31) での売却差損額 (単位: 千円)

簿価 A	売却額 B	国助成金 C	公社負担額 D	売却差損額 A-B-C-D
446,954	168,211	71,015	46,935	160,793

※ 売却差損額 = 簿価 - (売却額 + 国助成金) - 公社負担額

イ 農地買入資金

- 農地の買入れのための借入資金である。現在、公社は売却が確実な農地のみを買入れ対象とするとともに、保有している間の値下りリスクを避けるため、短期間での農地売買を行っている。令和4年度は、0.4haの農地の買入れに際し、2,902千円を借入れ、2,902千円を返済している。

ウ 小作料前払資金

- 平成25年度まで実施していた農地保有合理化促進事業では、土地の所有者から一括前払いで農地を借り受ける制度があり、この際、前払いに要する資金(小作料前払資金)を(公社)全国農地保有合理化協会から借り入れている。
- 毎年、農地の借り受け者から徴収する賃借料を原資として返済を行っており、令和4年度に償還が終了している。

エ 就農支援資金貸付金借入金

- 就農支援資金は、県から無利子で借入れた資金を県が認定した新規就農者に無利子で貸し付けるための資金であり、平成7年度から平成9年度までに90,000千円を借入れており、平成30年10月に完済している。

オ 緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金の返還金

- 会計検査院による平成26年度決算検査報告において、平成23年度に公社が県から受託した緊急雇用創出事業について、委託料が過大な支出と指摘され、公社は、委託料の一部である50,710千円を県に返還することとなった。
- 平成28年度から、再委託先の返還分と公社の返還分を合わせて県へ返還しており、令和2年度までに全額返還している。

Ⅱ 経営の健全化に向けたこれまでの取り組みと課題

1 経営の健全化に向けたこれまでの取り組み

平成20年、国のガイドラインに基づき「山梨県出資法人経営検討委員会」が設置され、経営が悪化した第三セクター等の評価及び改革プランを策定することとされた。当公社については平成22年に改革プランを策定し、その後、状況の変化や新たな課題に対応するため4回の改定を行っている。

(1) 第1次改革プラン <H22～H24>

農地中間管理事業の前身である農地保有合理化事業の拡大、担い手の相談・支援体制の強化、及び、長期保有農地の売却差損の早期処理を行うこととし、平成22年度末までに保有農地の売却の完了、経営健全化のための人件費の縮減等を行った。

(2) 第2次改革プラン <H24～H28>

平成25年度末までに、農地保有合理化事業促進強化基金の国費相当分を返還する必要性が生じたこと、また、公益法人化への対応等が必要となったことから改定を行い、平成25年7月に公益法人へ移行した。

(3) 第3次改革プラン <H26～H30>

公益財団法人移行に伴う会計ルールの変更や、平成26年度より農地中間管理機構として指定されたことを受け、経営への影響を検証する必要性が生じたため改定。農地中間管理事業の業務量を見極めた上で、必要な人員及び組織について検討していくこととした。

(4) 第4次改革プラン <H27～H30>

会計検査院の指摘に伴う委託料の返還等の新たな課題が生じたことから、プランを改定。委託料の返還は分割納付とすること、またこの間は、県からの借入金に係る償還金額は減額し委託料の返還を優先することとした。

(5) 第5次改革プラン <H31～R5>

計画期間の満了に伴い改定。引き続き、経営の健全化に向けた人件費や事務経費等の削減、収益を確保するための新たな収益事業の導入を進めるとともに、借入金の返済を計画的に進めることとした。

(6) 継続して取り組んでいる事項

ア 人件費の縮減

- ・ 平成17年度からプロパー職員の月額給与5%カット及び管理職手当10%カットの実施を行っており、人件費の抑制を図っている。

イ 収益事業による収益の確保

- ・ 収益事業として「土地改良等受託事業」を位置付け、県が発注する鳥獣害防止柵設置工事等の積算業務を受託している。
- ・ 平成29年度より、「リニア中央新幹線の構造物による農作物への影響調査」に関する業務を受託し、リニア高架橋建設により日陰が生じる農地について、農作物の収穫量や品質への影響調査を行っている。
- ・ 令和元年度より、山梨県植物防疫協会から、農薬安全使用の啓発活動に関する事務や病害虫防除基準の作成・配布等を行う事務局業務を受託している。

2 これまでの評価と今後の課題

(1) 経営の健全化に向けた一層の収益確保と借入金の計画的返済

- ・ 平成24年度からの長期保有農地売却差損に係る県からの借入金及び平成28年度から令和2年度までの緊急雇用創出事業の委託料に係る返還金ともに、人件費削減などによる経営の合理化や新たな事業の受託による収益確保などの取り組みにより、計画に基づいた確実な返済を行ってきた。
- ・ 引き続き、事務経費等の削減に努めていくとともに、長期保有農地の売却差損に係る借入金を計画的に返済するため、現在実施している収益事業による収益を安定的に確保しつつ、新たな収益事業の取り組みについても検討していく必要がある。

(2) 農地中間管理事業の業務量増加への対応

- ・ 平成26年度の農地中間管理事業の開始以降、平成29年度にプロパー職員を1名増員し、その後は経営の健全化を図るため、プロパー職員ではなく嘱託職員等の増員により、人件費を抑制しつつ年々増加する業務量に対応してきている。
- ・ 令和5年4月、農業経営基盤の強化の促進に関する法律の改正により、これまで本県の約2/3を占めていた農業経営基盤強化法による貸借が令和7年度か

ら廃止されることとなった。これにより、農地の貸借のほぼすべてが農地中間管理事業での貸借となり、その場合、業務量は現在の約3倍となる見込みで、添付資料の簡素化など事務の効率化を図っても現人員では対応できないと考えられることから、プロパー職員の増員を検討する必要がある。

(3) 種苗供給対策事業の業務量増加への対応

- ・ 平成29年度より実施しているブドウ種苗の生産・供給事業については、公益事業として、品質、数量ともに安定的な苗生産を行っており、県内のワイナリーやJ A等へ広く供給している。一方で、県内の種苗業者による苗木の供給が依然として不足していることから、令和6年度に新たな品種の生産を県及び全農やまなしから受託する予定となっている。
- ・ 現在、種苗生産については2名を専従職員として有期雇用し生産管理を行っているが、種苗の生産事業については、令和6年度には事業量が倍増し、その後の継続的な事業実施が見込まれるため、高い技術力のある職員を継続的に雇用し、県及びJ Aと連携して生産技術の蓄積を行っていく必要がある。そのため、種苗事業専従の技能労務職のプロパー職員の雇用を検討していく必要がある。

(4) 就農支援資金の延滞債務者からの返済金の早期回収

- ・ 毎年の計画的な返済金回収に努めており、令和4年度末の延滞債務者は2名、残額は2,123千円となっている。引き続き、延滞債務者や連帯保証人への訪問を継続的に行い、早期回収に努めていく必要がある。

Ⅲ 今後の方針（経営の健全化に向けて）

今後、農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより、耕作されなくなる農地の増大が懸念される一方で、新たな事業展開を農業に求める企業や、本県の豊かな自然環境に魅力を感じて、新たに農業経営を目指す就農希望者が増加している。

こうした新たな農業の担い手等へ、農地を引き継ぎ集積していく農地中間管理機構の役割は益々重要となる。また、県内外からの就農希望者が地域農業の担い手として農村地域に定着していくことは、本県農業の維持・発展のみならず、本県における人口減少対策の一つとしても有効である。

今後も法人設立の目的である本県農業・農村の持続的な発展のため、これまで培ってきた知識やノウハウを活かし、農地集積及び担い手の育成のほか、新たな事業や課題にも積極的に取り組むとともに、引き続き、経費の節減及び収益の確保による経営健全化の取り組みを進めていく。

1 計画期間

本改革プランの計画期間は、令和6年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）までの5年間とする。

2 今後の方針

(1) 経営の健全化に向けた経費節減と収益の確保

- ・ 引き続き、事務用品やコピー・通信費等の事務経費の節減に努めるとともに、電子化等業務の効率化による人件費の抑制や、光熱費等の契約の見直しなど、様々な方法により経費削減に取り組む。
- ・ 安定的な収益を確保するため、現在実施している収益事業については引き続き継続的に実施するとともに、新たな事業の取り組みについても検討を行う。

(2) 長期保有農地の売却差損に係る借入金の計画的返済

- ・ 前プランの計画に基づき、令和2年度までに緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金は完済している。今後は、長期保有農地の売却差損に係る借入金を令和26年度（2044年）の完済予定まで毎年600万円ずつ計画的に返済していく。

(表7) 緊急雇用創出事業の委託料に係る長期未払金の返還状況 (単位：千円)

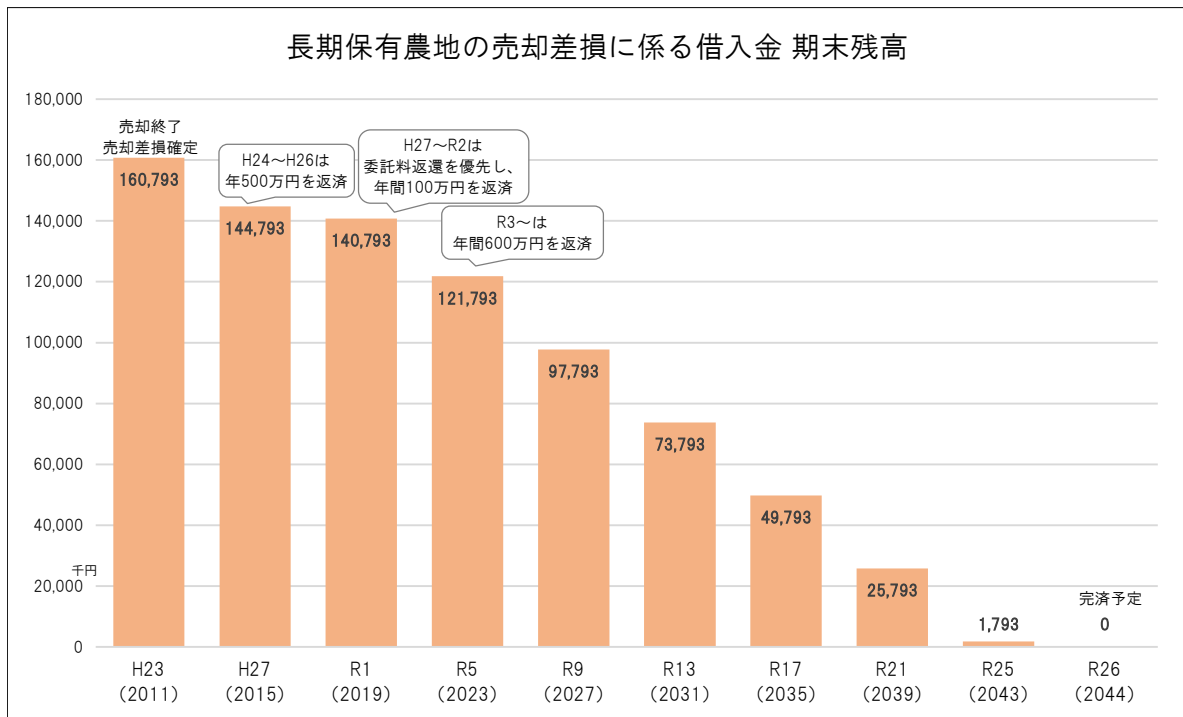
年 度		H27	H28	H29	H30	R1	R2
期首残高		50,710	41,994	37,794	28,524	19,254	9,984
返還額	公社	5,070	0	5,070	5,070	5,070	4,957
	委託業者	3,646	4,200	4,200	4,200	4,200	5,027
期末残高		41,994	37,794	28,524	19,254	9,984	0

(表8) 長期保有農地の売却差損に係る借入金の返済状況と返済計画 (単位：千円)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
期首残高	144,793	143,793	142,793	141,793	140,793	139,793	133,793
返済額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
期末残高	143,793	142,793	141,793	140,793	139,793	133,793	127,793

年 度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
期首残高	127,793	121,793	115,793	109,793	103,793	97,793	91,793
返済額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
期末残高	121,793	115,793	109,793	103,793	97,793	91,793	85,793

※ この計画で返済が進めば、令和26年度（2044年）に完済となる予定。



(3) 業務量の増大に伴う組織体制の強化

- ・ 農地中間管理事業の事業量が年々増加するなか、法改正の影響により令和7年度には法改正前の約3倍の業務量となる見込みである。公社は、農地中間管理機構として県で唯一指定を受ける機関であり、今後も農地の貸借、さらに貸借による集積・集約化を担う機関として安定的な事業運営を行うことが必要不可欠であることから、今回の法令改正により見込まれる業務量の増加へ対応するため、プロパー職員を増員することとする。
- ・ 令和6年度から事業量の倍増が見込まれるブドウの種苗生産については、種苗の安定生産に向け、高い技術力のある職員を継続的に雇用し、生産技術の蓄積を行っていく必要があることから、技能労務職のプロパー職員を増員することとする。

(4) 就農支援資金の延滞債務者からの返済金の早期回収

- ・ 就農支援資金の返済金の延滞については、債務者等への訪問を継続的に行い計画的な返済金の回収に努める。
- ・ また、最終的に回収できなかった場合に備え、公社経営に支障を生じさせないよう貸倒引当金を積立てていく。

3 経営目標の評価

公社が改革プランに基づき策定する経営計画の実施状況について、毎年度、経営状況の確認と評価を行い、併せて公社のホームページで情報を公開する。

4 県の指導・監督

山梨県出資法人等指導監督要綱に基づき、公社の自主性を尊重する中で適切な事業執行を行い、抜本的な改革を含む経営の健全化が図られるよう、公社の事業の実施や財務状況などについての指導・監督の強化を行っていく。

正味財産増減計算書

＜令和4年4月1日から令和5年3月31日まで＞

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	8,357	8,357	0
事業収益	174,660	155,873	18,787
受取補助金等	90,242	96,752	△ 6,509
雑収益	25	16	9
貸倒引当金等戻入	5,231	2,824	2,408
経常収益計	278,516	263,822	14,694
(2) 経常費用	0	0	0
事業費	266,283	250,356	15,927
管理費	1,190	1,077	112
経常費用計	267,473	251,433	16,040
当期経常増減額	11,043	12,388	△ 1,345
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	11,043	12,388	△ 1,345
法人税、住民税及び事業税	1,884	1,968	△ 84
当期一般正味財産増減額	9,159	10,420	△ 1,261
一般正味財産期首残高	67,927	57,507	10,420
一般正味財産期末残高	77,086	67,927	9,159
II 指定正味財産増減の部	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	0
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	0
III 正味財産期末残高	80,086	70,927	9,159

貸借対照表

＜令和5年3月31日現在＞

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産	85,985	76,250	9,735
2. 固定資産			
(1) 基本財産	3,000	3,000	0
(2) 特定資産	655,460	656,206	△ 747
強化基金引当資産	148,325	148,306	19
担い手育成基金引当資産	506,912	506,880	33
退職給付引当資産	222	1,021	△ 798
(3) その他固定資産	2,261	1,579	682
固定資産合計	660,721	660,786	△ 65
資産合計	746,706	737,035	9,671
II 負債の部			
1. 流動負債	23,135	14,669	8,466
2. 固定負債			
長期借入金	127,793	134,183	△ 6,390
長期預り金	500,510	500,510	0
長期預り保証金	14,960	15,726	△ 766
退職給付引当金	222	1,021	△ 798
固定負債合計	643,485	651,439	△ 7,954
負債合計	666,620	666,108	512
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	3,000	3,000	0
(うち基本財産への充当額)	3,000	3,000	0
2. 一般正味財産	77,086	67,927	9,159
(うち特定資産への充当額)	26,934	20,883	6,051
正味財産合計	80,086	70,927	9,159
負債及び正味財産合計	746,706	737,035	9,671

山梨県農業振興公社の収支計算書

(単位:千円)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
I 事業活動収支の部										
1 事業活動収入	214,959	244,625	263,465	278,022	322,680	353,405	376,361	396,199	416,933	444,184
(1) 基本財産運用収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 特定資産運用収入	8,411	8,362	8,358	8,358	8,358	8,358	8,358	8,358	8,358	8,358
(3) 事業収入	116,902	135,081	155,516	174,165	202,581	216,133	238,113	257,013	277,013	303,613
(4) 補助金収入	86,321	98,067	96,751	90,243	106,493	123,654	124,630	125,568	126,302	126,953
(5) 雑収入	3,325	3,115	2,840	5,256	5,248	5,260	5,260	5,260	5,260	5,260
2 事業活動支出	204,494	236,288	251,433	267,472	311,457	344,212	365,932	387,222	408,094	428,849
(1) 事業費支出	203,631	234,662	250,356	266,282	310,357	343,112	364,832	386,122	406,994	427,749
(2) 管理費支出	863	1,626	1,077	1,190	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
事業活動収支差額	10,465	8,337	12,032	10,550	11,223	9,193	10,429	8,977	8,839	15,335
II 投資活動収支の部										
1 投資活動収入	0	510	671	1,078	0	0	0	0	0	0
(1) 特定資産取崩収入	0	510	671	1,078	0	0	0	0	0	0
2 投資活動支出	433	469	302	280	900	900	900	900	900	900
(1) 特定資産取得支出	433	469	302	280	900	900	900	900	900	900
投資活動収支差額	-433	41	369	798	-900	-900	-900	-900	-900	-900
III 財務活動収支の部										
1 財務活動収入	287,834	286,667	274,477	262,477	249,838	237,586	225,586	213,587	201,588	189,589
(1) 借入金収入	283,133	281,139	273,976	261,976	249,586	237,586	225,586	213,587	201,588	189,589
(2) 委託料返還収入	4,200	5,027	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 就農支援返還収入	501	501	501	501	252	0	0	0	0	0
2 財務活動支出	294,999	293,975	281,944	269,860	257,257	244,486	232,484	220,345	208,344	197,168
(1) 借入金返済支出	284,133	282,139	279,976	267,976	255,586	243,586	231,586	219,587	207,588	195,589
(2) 委託料返還	9,270	9,984	0	0	0	0	0	0	0	0
(3) 法人税等	1,596	1,852	1,968	1,884	1,671	900	898	758	756	1,579
財務活動収支差額	-7,165	-7,308	-7,467	-7,383	-7,419	-6,900	-6,898	-6,758	-6,756	-7,579
当期収支差額	2,867	1,070	4,934	3,965	2,904	1,393	2,631	1,319	1,183	6,856
前期繰越収支差額	47,749	50,615	51,685	56,619	60,584	63,488	64,881	67,512	68,831	70,014
次期繰越収支差額	50,615	51,685	56,619	60,584	63,488	64,881	67,512	68,831	70,014	76,870

(参考) 関係法令等

農地中間管理事業の推進に関する法律

第2条 (定義)

- 3 この法律において「農地中間管理事業」とは、農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため、都道府県の区域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）を除く。）を事業実施地域として次に掲げる業務を行う事業であって、この法律で定めるところにより、農地中間管理機構が行うものをいう。
- 一 農用地等について農地中間管理権を取得すること。
 - 二 農地中間管理権を有する農用地等の貸付け（貸付けの相手方の変更を含む。第十八条第十項において同じ。）を行うこと。
 - 三 農用地等について農業の経営又は農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けること。
 - 四 農業経営等の委託を受けている農用地等について農業経営等の委託（委託の相手方の変更を含む。）を行うこと。
 - 五 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務を行うこと。
 - 六 農地中間管理権を有する農用地等の貸付けを行うまでの間、当該農用地等の管理（当該農用地等を利用して行う農業経営を含む。）を行うこと。
 - 七 農地中間管理権を有する農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修を行うこと。
 - 八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 4 この法律において「農地中間管理機構」とは、第四条の規定による指定を受けた者をいう。
- 5 この法律において「農地中間管理権」とは、農用地等について、次章第三節で定めるところにより貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する次に掲げる権利をいう。
- 一 賃借権又は使用貸借による権利
 - 二 所有権（農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託（第二十七条第一項において「農地貸付信託」という。）の引受けにより取得するものに限る。）
 - 三 農地法第四十一条第一項に規定する利用権

第4条 (農地中間管理機構の指定)

- 都道府県知事は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあっては地方公共団体が総社員の議決権の過半数を有しているもの、一般財団法人にあっては地方公共団体が基本財産の額の過半を拠出しているものに限る。）であって、農地中間管理事業に関し、次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、都道府県に一を限って、農地中間管理機構として指定することができる。
- 一 職員、業務の方法その他の事項についての農地中間管理事業に係る業務の実施に関する計画が適切なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。
 - 二 役員が過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること。
 - 三 農地中間管理事業の運営が、公正に行われると認められること。
 - 四 農地中間管理事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって農地中間管理事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - 五 その他農地中間管理事業を適正かつ確実にを行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

第17条 (農地中間管理機構の実施)

- 農地中間管理機構は、農地中間管理事業の趣旨の普及を図るとともに、農用地等について借受け又は農業経営等の受託を希望する者の意向を広域的な見地から把握した上で、地域との調和に配慮しつつ、農地中間管理事業を行うものとする。
- 2 農地中間管理機構は、地域計画の区域において、農地中間管理事業を重点的に行うものとする。

第18条 (農用地利用集積等促進計画)

- 農地中間管理機構は、農地中間管理事業（第二条第三項第一号から第四号までに掲げる業務に係るものに限る。）の実施により、農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（次項第一

- 号において「農地中間管理権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転(以下「賃借権の設定等」という。)若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農用地利用集積等促進計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、農地法その他の法令の規定により農地中間管理機構が農地中間管理権又は経営受託権を取得する場合には、この限りでない。
- 2 農用地利用集積等促進計画においては、当該農用地利用集積等促進計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。
- 一 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項
 - イ 農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を行う者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ハ 農地中間管理機構がイに規定する者から農地中間管理権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃並びにその支払の相手方及び方法、当該権利が経営受託権である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法
 - ニ 農地中間管理機構がイに規定する者から農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価及びその支払の方法
 - ホ その他農林水産省令で定める事項
 - 二 農地中間管理機構による賃借権の設定等又は農作業の委託 次に掲げる事項
 - イ 賃借権の設定等又は農作業の委託を受ける者の氏名又は名称及び住所
 - ロ イに規定する者が賃借権の設定等(その者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者(農地所有適格法人(農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人をいう。第五項第二号において同じ。)、農業協同組合、農業協同組合連合会その他政令で定める者を除く。同項第三号において同じ。)である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)又は農作業の委託を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
 - ハ ロに規定する土地について現に農地中間管理機構から賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定又は農作業の委託を受けている者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所
 - ニ イに規定する者が賃借権の設定等を受ける場合には、当該権利の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期及び存続期間又は残存期間並びに当該権利が賃借権である場合にあっては借賃及びその支払の方法、当該権利が経営受託権である場合にあっては農地中間管理機構に帰属する損益の算定基準及び決済の方法
 - ホ イに規定する者が農作業の委託を受ける場合には、当該農作業の内容、契約期間並びに対価並びにその支払の相手方及び方法
 - ヘ イに規定する者が第二十一条第二項各号のいずれかに該当する場合に賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をする旨の条件
 - ト その他農林水産省令で定める事項
- 3 農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、関係する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、その長。以下同じ。)の意見を聴くとともに、前項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が地域計画の区域内の土地であるときにあってはその定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該地域計画の達成に資すると認められるかどうかについて当該地域計画を定めた市町村の意見を、その他のときにあっては利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 4 農地中間管理機構は、第一項の認可の申請をしようとするときは、前項の規定により聴取した意見を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第一項の認可の申請があった場合において、当該申請に係る農用地利用集積等促進計画が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。
- 一 農用地利用集積等促進計画の内容が、基本方針及び農地中間管理事業規程に適合すること。
 - 二 第二項第二号イに規定する者が、賃借権の設定等を受けた後において、次に掲げる要件の全て(農地所有適格法人及び次号に規定する者にあっては、イに掲げる要件)を備えることとなること。ただし、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けるとき、その他政令で定める場合には、この限りでない。
 - イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- 三 第二項第二号イに規定する者が賃借権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ロ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等（農地法第三条第三項第三号に規定する業務執行役員等をいう。）のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- 四 第二項第一号ロに規定する土地ごとに、当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全て（当該土地が農作業の委託を受ける土地である場合には、農作業の委託を行う者に限る。）の同意が得られていること。ただし、数人の共有に係る土地について賃借権、使用貸借による権利又は経営受託権（その存続期間が四十年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。
- 五 第二項第二号ロに規定する土地ごとに、同号イに規定する者（同号ハに規定する者がある場合には、その者及び同号イに規定する者）の同意が得られていること。
- 六 第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が次のイ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合には、当該土地ごとに、それぞれ当該イ又はロに定める要件を備えること。
 - イ 農用地であって、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するもの 同条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - ロ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の土地であって、当該土地に係る第一項の権利の設定又は移転の内容が同法第十五条の二第一項に規定する開発行為に該当するもの（イに掲げる土地を除く。） 同条第四項の規定により同条第一項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 都道府県知事は、第一項の認可をしようとする場合において、その申請に係る農用地利用集積等促進計画に定められた土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当するときは、当該農用地利用集積等促進計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。ただし、農地中間管理機構が、第三項の規定による市町村の意見の聴取において、あわせて、次の各号に掲げる土地のいずれかに該当する第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地がそれぞれ前項第六号イ又はロに定める要件に該当することについて意見を聴き、その聴取した意見を第四項の書類に記載して都道府県知事に提出したときは、この限りでない。
 - 一 前項第六号イに掲げる土地（農地法第四条第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。） 当該指定市町村の長
 - 二 前項第六号ロに掲げる土地（農業振興地域の整備に関する法律第十五条の二第一項に規定する指定市町村の区域内のものに限る。） 当該指定市町村の長
- 7 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、関係する農業委員会に通知するとともに、公告しなければならない。
- 8 前項の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって第一項の権利が設定され、又は移転する。
- 9 第七項の規定による公告があったときは、その公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって農作業の委託に係る契約が締結されたものとみなす。
- 10 農地中間管理機構は、この節で定めるところにより農地中間管理権（第二条第五項第一号に係るものに限る。）を有する農用地等の貸付けを行う場合には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百九十四条第二項又は第六百十二条第一項の規定にかかわらず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることを要しない。
- 11 農業委員会は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認めるときは、第二項各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を示して農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定による要請の内容と一致するものであるときは、第三項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。
- 12 農地中間管理機構は、前項の規定による要請があったときは、当該要請の内容を勘案して農用地利用集積等促進計画を定めるものとする。

第19条（計画案の提出等の協力）

農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、市町村又は農用地の利用の促進を行う者であって農林水産省令で定める基準に適合するものとして市町村が指定するもの（以下この条において「市町村等」という。）に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その

他必要な協力を求めるものとする。

- 2 農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村等に対し、その区域に存する農用地等について、前条第一項及び第二項の規定の例により、同条第五項各号のいずれにも該当する農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容がこの項前段の規定により市町村が提出した農用地利用集積等促進計画の案の内容と一致するものであるときは、同条第三項及び第六項の規定にかかわらず、同条第三項の規定による市町村の意見の聴取及び同条第六項の規定による協議を要しない。
- 3 市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。
- 4 市町村等は、前項の規定により農業委員会の意見を聴いたときは、その旨及びその内容を記載した書類を、第二項前段の規定により提出する農用地利用集積等促進計画の案に添付するものとする。この場合において、農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画の内容が当該案の内容と一致するものであるときは、前条第三項の規定にかかわらず、農業委員会の意見の聴取を要しない。

第20条（農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借等の解除）

農地中間管理機構は、その有する農地中間管理権若しくは経営受託権又はその委託を受けている農作業に係る農用地等が次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認を受けて、第十八条第七項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借、当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによって農地中間管理機構に設定された経営受託権に係る農業の経営の委託、当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによって締結されたものとみなされた農作業の委託に係る契約（農地中間管理機構が委託を受けるものに限る。）又は同条第一項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権若しくは経営受託権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは農業の経営の委託の解除をすることができる。

- 一 相当の期間を経過してもなお当該農用地等の貸付け又は農業経営等の委託を行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

農業経営基盤強化促進法

第5条（農業経営基盤強化促進基本方針）

- 3 都道府県知事は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する必要があると認めるときは、基本方針に、前項各号に掲げる事項のほか、当該都道府県の区域（都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第七条第一項の市街化区域と定められた区域（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存するものを除き、同法第二十三条第一項の規定による協議を要する場合にあつては当該協議が調つたものに限る。第十七条第二項において「市街化区域」という。）を除く。）を事業実施地域として農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が行う第七条各号に掲げる事業の実施に関する事項を定めるものとする。

第7条（農地中間管理機構の事業の特例）

農地中間管理機構は、基本方針に第五条第三項に規定する事項が定められたときは、農地中間管理事業のほか、次に掲げる事業を行う。

- 一 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下この条において「農地売買等事業」という。）
- 二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- 三 第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画（第十三条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第三項第二号において同じ。）に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- 四 農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第11条の11

都道府県は、その区域内において農業を担う者の確保及び育成を図るため、次に掲げる業務を行

う拠点（次条第一項において「農業経営・就農支援センター」という。）としての機能を担う体制を整備するものとする。

- 一 経営管理の合理化その他の農業経営の改善、農業経営の円滑な継承及び農業経営の法人化（委託を受けて農作業を行う組織の設立を含む。）のために必要な助言、指導その他の農業経営に関する援助を行うこと。
- 二 新たに農業経営の開始又は農業への就業をしようとする者（以下この条において「就農等希望者」という。）及び就農等希望者（法人を除く。）をその営む農業に就業させようとする農業者並びにこれらの者の関係者からの相談に応じ、並びに当該者に対し、農業経営の開始又は農業への就業に関する情報の提供その他の援助を行うこと。
- 三 次条第一項の規定により提供された情報を活用し、就農等希望者の希望に応じ、当該就農等希望者を市町村その他の関係者に紹介し、農業経営の開始又は農業への就業のために必要な調整その他の援助を行うこと。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第14条（公益目的事業の収入）

公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならない。

第18条（公益目的事業財産）

公益法人は、次に掲げる財産（以下「公益目的事業財産」という。）を公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。ただし、内閣府令で定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 一 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産（寄附をした者が公益目的事業以外のために使用するべき旨を定めたものを除く。）
- 二 公益認定を受けた日以後に交付を受けた補助金その他の財産（財産を交付した者が公益目的事業以外のために使用するべき旨を定めたものを除く。）
- 三 公益認定を受けた日以後に行った公益目的事業に係る活動の対価として得た財産
- 四 公益認定を受けた日以後に行った収益事業等から生じた収益に内閣府令で定める割合を乗じて得た額に相当する財産
- 五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産
- 六 第五条第十六号に規定する財産（前各号に掲げるものを除く。）
- 七 公益認定を受けた日の前に取得した財産であって同日以後に内閣府令で定める方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した財産
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該公益法人が公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められるものとして内閣府令で定める財産

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則

第24条（収益事業等から生じた収益に乗じる割合）

法第18条第4号の内閣府令で定める割合は、百分の五十とする。

地方自治法施行令

第171条の6（履行延期の特約等）

普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。